

# 静岡県における工事・委託業務の品質確保の取組みについて

静岡県 交通基盤部 建設支援局 工事検査課 検査監 かわい ひでゆき  
河合 秀之

## 1. はじめに

平成 29 年度も後半になってから判明した自動車産業界における無資格者による不正検査の実施に続いて、鉄鋼業界においても、わが国を代表する企業による品質データのねつ造が発覚し、大きな社会問題となっています。問題は拡大の様相を呈しており（平成 29 年 12 月時点）、公共工事への影響が懸念されています。

また、近年、本県では、会計検査において県の監督・検査が不十分との指摘を受ける事例が発生しています。

このような状況の中、公共工事の品質を確保するため、工事における適切な検査及び公正な評価に基づく成績評定の実施とともに、公共工事に関する調査・設計の品質確保は、極めて重要になっています。

本稿では、静岡県交通基盤部における公共工事の品質確保の取組みとして、検査関係業務についての現状と取組み状況を紹介します。

## 2. 静岡県の現状と課題

### (1) 品確法に基づく検査及び評定に関する要綱等の標準化

改正品確法に基づく基本的な方針の改正において、工事成績評定を適切に行うため、評定項目及び評価方法の標準化については「努める」から「進める」と改められ、調査・設計についても「国と地方公共団体との連携により、特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進める」ことが盛り込まれました。

しかし、本県では工事検査要領が昭和 60 年、委託業務検査要領が平成 18 年、工事成績評定要領が平成 23 年、委託業務成績評定要領が平成 18 年以降、全体的な見直しが行われていない状況がありました。そのため、検査関係業務全般の見直しを図る中で、国の要領、県建設工事執行規則等との不整合の解消及び標準化が課題となっていました。

### (2) 会計検査による、設計・検査・施工の不備の指摘

近年の会計検査では、施工不良や設計ミスによる受注者の責任だけではなく、設計・施工段階における県の監督・検査が不十分との指摘を受ける

事例が続いていることから、適切な検査の実施が求められています。

### (3) 説明請求及び評定変更事案の増加（工事及び委託業務）

平成 24 年度以降、評定説明請求が 10 件、それに伴い評定変更した事案が 4 件に上り、近年増加傾向となっています。検査担当職員の技術力向上と適正な評定の実施が求められています。

### (4) 国交省評定点との違い

本県の工事及び委託業務の評定点の平均は、概ね 79～80 点程度となっており、国の平均評定点より高い状況であると思われます。国要領との標準化による的確・公正な評定の実施が課題となっています。

### (5) 工事監理連絡会の中での設計指摘事項の増加

工事着手前に受注者、設計コンサルタント、発注者が参加して設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う工事監理連絡会において、近年、設計に対する指摘が増加傾向にあることから、的確な照査の実施が課題となっています。

## 3. 品質確保の取組み

### (1) 検査要領、成績評定要領等の改正

工事及び委託業務の検査要領及び成績評定要領等については、検査関係業務全般の見直しの一環として、平成 28 年 4 月に改正したところです。

工事検査要領については、建設工事執行規則との整合、品確法で位置付けられた「技術検査」の位置付けの追加等、工事成績評定要領については、土木と建築の要領の統合、対象工事金額及び評定項目の標準化等、委託業務検査要領については、工事検査要領等の内容や記述との整合と文章表現の整理・修正等を行いました。

また、委託業務等成績評定要領については、平成 28 年度に続き平成 29 年 4 月の改正により、国

要領とのさらなる標準化を図りました。

従来の要領では、採点表が「測量調査業務」及び「設計業務」の 2 つとなっていました。そのため、設計業務の採点表を使っていた「調査・計画業務」、「点検業務」等では、該当しない評価項目及び評価細目があり結果的に評定が抑えられてしまうケースがある、また、評定者間で対象業務の採点表の適用について差が生じる、等の問題点がありました。

平成 29 年度の改正では、採点表を 2 区分から下記の 5 区分に、また、評価細目を 2 細目から概ね 4 細目にしたこと、よりの確な評定並びに建設コンサルタント等の適正な選定に役立つものと考えています。

#### 【採点表】

- ① 測量調査業務
- ② 調査・計画業務（新設）
- ③ 設計業務
- ④ 点検・維持管理等業務（新設）
- ⑤ 積算関係業務（新設）

### (2) 検査技術基準の改正と充実

工事検査要領の全面改正に伴い、併せて建設工事検査基準の改正を行いました。土木、農林土木、建築・設備に分かれていた検査技術基準の統合の他、工事実施状況の検査留意事項について、工事成績の採点項目及び施工プロセスのチェックリストの確認項目と整合を図る、また、施工計画書記載内容についての検査留意事項を追加する等の充実を図り、より適切な検査の実施に資する内容となっています。

### (3) 検査技術力の向上

#### ① 新任検査員研修

新任の検査監及び建設工事の検査員として従事する職員並びに市町の検査担当職員を対象として、年度初めに新任検査員研修を実施しています（写真－1）。

平成 29 年度は、県職員 25 名、市町職員 21 名、計 46 名の受講者に対して、2 日間の日程で

行いました。

工事検査の目的, 種類, 流れから始まって, 検査員の心得, 実施方法等の基本的内容に加え, 検査におけるポイント, 留意事項, 成績評定についての座学の後, 現場において, 書類検査(施工計画書), 出来形検測, 安全管理関係のチェック方法について, ベテラン検査監の指導を受けます。翌日から役に立つ実践的な内容の研修となっています。



写真-1 模擬中間検査(書類検査)の様子

## ② 評定結果のチェック

本庁検査においては, 検査終了後作成した復命書, 検査記録, 成績評定結果について, 当該工事に関係しない検査監のチェックを必ず受けることとしています。これにより, 的確・公正な検査の実施と評定者による評価のばらつき抑制を図っています。

## ③ 検査監会議

年2回, 本庁及び出先事務所検査担当職員による会議を開催し, 検査業務に係る情報の共有と検査に関する技術力向上に努めています。

## (4) 評価基準参考資料の作成

平成29年度の委託業務等成績評定要領の改正により, 評価細目を2から4に増加したため, 各評定者の理解の差が, 評定点に大きく影響することが懸念されていました。そこで, 評定者による評価のばらつきを抑えるため, 評価細目毎の基準に関する参考資料を併せて作成しました。

評定細目に関する各監督員の共通理解を深める

ことで, 評価方法の標準化及び一層の的確かつ公正な評定につながるものと期待しているところであり, 工事成績評定要領においても同様の資料作成を計画しているところです。

## (5) 設計業務照査に関する研修の実施

採用3年目の県土木, 農業土木技術職員及び市町技術職員を対象として, 設計業務照査について研修を行っています。平成29年度は合計63名の受講者に対して, 設計照査要領に基づき, 照査の流れ, 発注者の確認方法について説明するとともに, 会計検査報告を基に設計ミスの事例について解説しています。

## 4. その他の取組み

### (1) 静岡県優良業務委託表彰

本県では, 優良工事表彰に続き, 優良業務委託表彰の実施については, 業界関係者からの要望を受け, 平成23年度から検討を始めました。そして, 平成26年の品確法改正を契機として, 制度創設への気運が高まる中, 平成28年度の試行を経て, 平成29年度から本格実施の運びとなりました。

業務成果の品質を確保するには, 受注者の取組み姿勢, 技術力に期待するところが大きく, 優れた成果物を得るためには優れた受注者に委託すること, 並びに受発注者ともに優れた成果物を学び, 業務に活かすことが得策であるとの考えから, 優良業務委託表彰を開始したところです。

#### ① 目的

建設コンサルタント等の健全な育成と公共工事に関する調査及び設計の品質確保を図るため, 優れた業務を履行した受注者を表彰します。

#### ② 対象

前年度に完了した業務委託のうち, 「静岡県委託業務等成績評定要領」により成績評定された業務(当初業務委託料100万円以上)を対象としています。

③ 部門

- 1) 測量・用地調査等業務部門
- 2) 地質・土質調査業務部門
- 3) 設計業務部門
- 4) 調査・点検等業務部門
- 5) 農業農村整備等業務部門

上記の5部門について、発注機関の長が表彰します。

④ 選考方法

選考基準を満足し、本庁課長及び事務所優良業務委託表彰選考委員会の審議を経て所長が推薦した被表彰候補者の中から、交通基盤部委員会において選考します。

⑤ 選考基準（主なもの）

- ・成績評定点が県全体の評定点上位1/20以内
- ・被表彰候補者が対象年度内に完了させた全ての業務について、県全体の成績評定点下位順位1/100以下がないこと。
- ・特に困難な条件を克服し完遂した、事業の遂行に著しく貢献した等、他の模範となるもの。

⑥ 取消規定の制定

工事表彰とは違い、表彰を受けた業務委託の成果物に関し、後日重大な瑕疵が明らかになった場合、又はその他表彰にふさわしくない行為が明らかになった場合の取り消し規定を設けています。

⑦ 表彰実績

	平成28年度	平成29年度
所長表彰	24	24

※平成29年度は、対象1,526件、受賞者の割合1.6%

⑧ 受賞者等の入札等におけるインセンティブ付与

平成30年度からの実施を目指して検討しています。

⑨ 表彰式

各出先事務所合同による表彰式は、平成28年度、29年度とも11月初旬に業界及び行政関係者約300名の出席を得て開催しました（写真-2）。平成29年度は、第1部表彰式に続く第2部技術講習会として、県広報アドバイザーによるSNS等を活用した担い手確保と組織内コミュニケーション

の事例及び県内研究者によるRC床版の微破壊調査手法に関する講演、並びに優良業務事例発表2件を行いました。毎年、各事務所でコンスタントに上位の評価を受けるとともに、平成29年度は複数受賞した建設コンサルタントが、優れた品質を確保するための取り組み内容について発表しました（写真-3）。

開催場所については、優良建設工事表彰を、これまで県庁所在地である静岡市内で開催し、参加者が固定化している状況であったことから、各地域の受発注者の若手技術者が参加しやすい環境を整えるため、県西部、東部、中部地域の持ち回り開催としました。各地域の技術者が優良事例に触れる機会が増えますので、技術力が向上するものと期待しています。

また、事例発表以外の受賞業務の内容及び受賞理由を紹介するため、全受賞業務についての紹介資料を配布しました。これについては県ホームページにも掲載しています。

他に、受賞者の栄誉を讃えるため、関係技術者及び契約担当者が名刺や名札に印刷して使用できる「優マーク」を作成しました。これは大変好評



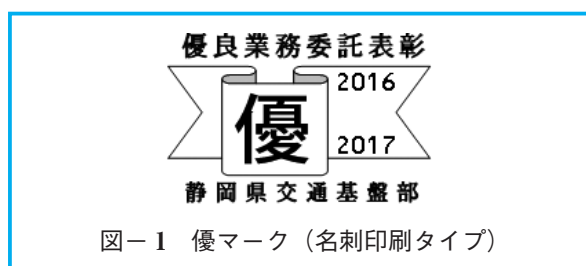
写真-2 H29 受賞者等集合写真



写真-3 技術講習会の様子

で、全ての受賞者が活用しています(図-1)。

後日、受賞者に対して行ったアンケート結果では、受賞が大変励みとなり、会社のモチベーションアップにつながるといった多くの意見とともに、受賞者に対する入札等におけるインセンティブ付与の実施について要望が寄せられました。業界関係者の優良業務表彰への期待の大きさが感じられ、表彰制度が成果物の品質確保に大きく貢献していくものと期待しています。



## (2) 静岡県優良建設工事表彰

本県では、優良建設工事表彰を、優れた成績で工事を完成させた主任技術者等を出先の所属長が表彰する制度として平成元年度から始めました。平成15年度には、対象を工事又は技術者とし、表彰部門を現行の4部門に拡大するとともに、部長表彰制度を追加しています。その後、組織改編に伴う対象工事の追加等の制度改正を経て、現在に至っています。

### ① 目的

建設技術の向上と適正な施工を推進し、併せて建設業の健全な育成・発展を図るため、卓越した技術等に基づき、優れた成績を修めた工事又は技術者を表彰します。

### ② 対象

前年度に完成した工事で、「静岡県建設工事成績評定要領」で評定された工事(当初契約金額500万円以上)又は技術者を対象としています。ただし、低入札工事は対象外です。

### ③ 部門

- 1) 優良工事：工事成績が優秀で他の模範となる工事
- 2) 優良技術者：工事成績が優秀で他の模範と

なる技術者

3) 安全工事：工事成績が優秀で特に安全管理に優れ他の模範となる工事

4) 地域貢献：工事成績が優秀で特に地域貢献等で顕著な功績をあげた工事

上記の4部門に該当する工事のうち、特に優秀なものを交通基盤部長表彰、優秀なものを出先機関の所長表彰とします。

### ④ 選考方法

#### 【部長表彰】

基準を満足し、特に優秀として事務所選考委員会が推薦した工事又は技術者の中から、交通基盤部委員会において選考します。

#### 【所長表彰】

事務所選考委員会において、表彰対象工事の中から、部門ごとに定められた評定点及び条件等の基準を満足し、他の模範となる工事又は技術者を選考します。

### ⑤ 選考基準 (主なもの)

- ・工事成績評定点が、県全体順位の上位1/10以内
- ・工事成績評定の該当項目(各部門ごと)が「満点」、「ほぼ満点」、「加点されている」等、評価されていること
- ・他の模範となる工事、技術者

### ⑥ 表彰実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
部長表彰	38	31	36	27	23
所長表彰	159	147	153	105	101
計	197	178	189	132	124

※平成29年度は、対象1,505件、部長表彰受賞者の割合1.5%

### ⑦ 受賞者等の入札等におけるインセンティブ付与

- ・建設工事入札参加資格格付け評価での加点
- ・通常指名選定評価での加点
- ・総合評価落札方式の評価での加点
- ・工事成績優良者等入札への参加資格の付与

### ⑧ 表彰式

優良建設工事表彰式(部長表彰)は例年7~8

月に、建設産業界及び行政関係者約 300 名の出席を得て開催しています。平成 29 年度は優良業務委託表彰式と同様に、第 1 部の表彰式の後、第 2 部技術講習会として、担い手確保と組織内コミュニケーションの事例に関する講演、及び ICT を活用した優良工事事例発表 2 件を行いました。また、部長表彰受賞工事の事例紹介資料を会場内に掲示するとともに、県ホームページへ掲載しました（写真-4）。

なお、優良業務委託表彰式と同様に、県西部、東部、中部地域の持ち回り開催や、部長表彰受賞工事の担当技術者等に対する「優シール」の授与も行っています（写真-5、図-2）。



写真-4 優良建設工事事例紹介資料の掲示



写真-5 優シール（ヘルメット貼付タイプ）

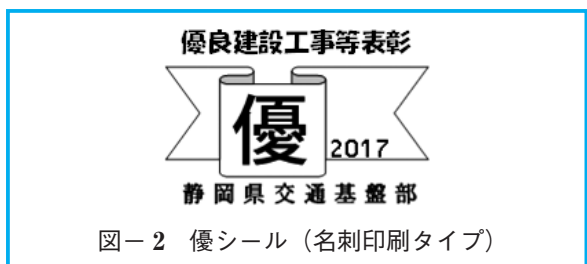


図-2 優シール（名刺印刷タイプ）

### (3) 静岡どぼくらぶ

将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な建設産業の担い手育成・確保を図る観点から、平成 29 年 4 月に「静岡どぼくらぶ」を立ち上げました。

「静岡どぼくらぶ」は、土木の仕事のイメージアップを推進するため、さまざまな企業や人が参加できる情報プラットフォームとなるもので、2 種類の動画や民間 SNS と連携した PR の他、土木を愛する仲間が共有するロゴマークを使用した官民連携の取組みとなっています（図-3）。

詳細については、本県のホームページをご覧ください。



図-3 静岡どぼくらぶロゴマーク

## 5. おわりに

県交通基盤部では、「一緒に、未来の地域づくり。」を基本理念に、「富国徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現を目指し、良質な社会資本整備を重点的・戦略的に進めることとしています。

今後も、工事及び委託業務における検査及び表彰を通じて、高い技術力を持つ受注者を的確かつ公正に評価・表彰することにより、建設業者及び建設コンサルタント等の適正な選定と、工事及び調査・設計の品質確保に努めていきたいと考えています。